

第 36 回 桐生市農業委員会議事録

開会日時	令和5年5月26日(金) 午後 2時 00分
閉会日時	同 上 午後 2時 49分
開催場所	桐生市市民文化会館 スカイホールA (4階)
出席委員	<p>21名</p> <p>1番 星野昭彦 3番 坂本久美子</p> <p>4番 富田正次郎</p> <p>7番 山形隆 8番 山形栄子 9番 井田秋雄</p> <p>10番 矢内鉄男 11番 川口賢一 12番 新井隆</p> <p>13番 峯岸英司 14番 今泉芳雄</p> <p>1番 中村耕一郎 2番 杉戸恵司 3番 新井茂夫</p> <p>4番 金子博一 6番 鶴谷隆</p> <p>8番 桑原治二郎 9番 英木章</p> <p>10番 山形ちづ代 11番 攪上義弘 12番 深澤憲司</p> <p>[遅刻委員]</p> <p>[中座委員]</p> <p>[早退委員]</p>
欠席委員	<p>2番 中島篤 6番 津久井善友</p> <p>5番 太田亮一 7番 高沢良満</p>
議事参与	<p>5名</p> <p>事務局長 新井八寿代 主査 鳥井貴史</p> <p>次長 今泉勝浩</p> <p>係長 栗原理笑子</p> <p>主査 春原純子</p>
議 事	<p>日程第1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第2 会期決定の件</p> <p>日程第3 第161号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 委員会処分 4件</p> <p>第162号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 委員会処分 3件</p> <p>日程第4 第163号議案 農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による諮問について 委員会処分 5件</p> <p>日程第5 報告第69号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について 報告第70号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について</p>

開 会 午後 2 時 00 分

議 長 これから総会を始めたいと思いますが、最初に事務局より議案書の訂正というお話がありますのでよろしくお願いします。

事 務 局 お世話になります。議案書の訂正が判明いたしましたので連絡させていただきます。まず表紙の日程第4 163号議案が6件とありますが、正しくは5件となりますので訂正をお願いいたします。また17ページ目のNo4とNo5が一緒になりますので、No5の削除をお願いいたします。よろしくお願いします。

議 長 それではただ今から第36回桐生市農業委員会を開会いたします。
ただ今の出席委員は農業委員11名、推進委員10名であり、定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、会議規則第26条第3項の規程に基づき、8番山形栄子委員及び9番井田委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の鳥井主査を指名いたします。

日程第2「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定をいたしました。

日程第3 第161号議案「農地法第3条の規定による許可申請」について、委員会処分が4件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事 務 局 (議案書より順次・申請地詳細・契約内容・事由・転用目的を朗読)

各申請につきまして、別添調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 続きまして、この件について5月25日に現地調査を実施しておりますので、現地調査委員のご報告をお願いいたします。

12番推進委員 はい。

- 議 長 はい。12番深澤推進委員。
- 12番推進委員 12番推進委員深澤です。25日に事務局2人と12番新井隆委員との4人で現地を見てまいりました。その結果を報告させていただきます。
- 1番の桐生市梅田町の件ですが、場所は桐生川ダムを大分上っていったところですが、現地はここが昔は農地であったのかと思うような斜面となっております。そこに生えている木を伐採して柚子や花梨等を作付けしていくということなので、果樹を植えるしかないような勾配であったので農地として活かすのであれば問題ないかなと思います。
- 2番ですが、場所は大きな営農型が行われているところの南側で、新里町と粕川町の境のあたりになります。現地は何年か耕作はされていなかった様子であり、雑草が生えておりました。今回の申請地の間にある農地についても営農型を行うということなので問題ないかなと思います。
- 3番ですが、鶴ヶ谷沼の南南東に位置しており、南東に向かって斜面がある土地でした。ここで営農型を行う予定の業者が高崎で実績があるということでしたので、問題ないかなと思います。ただし、雨水に関する注意が必要ではないかなという感じは受けました。
- 4番ですが、大間々新里分署の西側に位置します。贈与を受けてそのまま農地として利用するという事なので問題は無いと思います。作付もされており、きれいに管理はされておりました。
- 以上です。
- 議 長 はい。以上、事務局ならびに現地調査委員より説明がございました。また、地区担当委員で補足説明等がございましたら、お願いをいたします。ないようですので、これより質疑に移ります。ご質問はありませんか。
- 10番農業委員 はい。
- 議 長 はい。10番矢内委員。
- 10番農業委員 10番矢内です。営農型を行っている太陽光のパネルと普通の太陽光のパネルについて、関係なくやっているように見えるんですけども、その辺はいかがでしょうか。営農型を行っているところのパネルは普通であれば幅の狭いものを設置して、光が差し込むようにするものと私はとらえているのですが、そういったことを一切考慮していないように見受けられるところがあったものですから、そこらへんの制約があるかどうかを教えてくださいたいと思います。
- 議 長 はい。事務局。
- 事 務 局 営農型のパネルの大きさについては、特に制約はございません。営農型のパネルの下で作る作物が地域の平均収量の8割に達しているかどうかで判断することになります。以上です。
- 10番農業委員 収穫量でみると言っても、光が差し込むような状況じゃないからね。今後期待します。

議長 はい。ほかに。じゃあ私からひとつ。桐生市の条例で許可を得てから太陽光発電施設を設置すると思いますが、通常の太陽光発電施設と営農型の太陽光発電施設とで桐生市の条例の審査というのがどのような形で行われているかを教えていただきたい。

事務局 通常の太陽光発電施設については開発の許可が必要となりますが、営農型の太陽光発電施設はどのように開発のほうで判断をしているか確認をさせていただければと思います。

議長 地域の平均収量の80%の収量を得るのが難しいなかで、矢内委員が言うように、きりもなくパネルの面積が多いのはいかがなものかなど。ですから桐生市の太陽光に関する条例のなかで営農型の太陽光パネルの大きさについては通常のもの何十パーセントまで等の規制を設けるとかそういった話が出てくるというのかなと思ったので確認をしてみました。ほかにございますか。

2番推進委員 はい。

議長 はい。2番杉戸推進委員。

2番推進委員 はい。調査をした深澤さんが最後に雨水について話をしていたと思いますが、対策が不十分で下のところで被害が出てくるのが実際にありますよね。前に営農型を行うときに雨水で被害が出るおそれのあるものは注意をするよう基準が示された冊子をいただきましたが、許可をする際には雨水の排水路をどのように設置するのか等よく審査をしなければいけないと思うのでよく確認をして下さい。

議長 はい、事務局。

事務局 杉戸委員、ありがとうございます。

議長 ほかにありますか。

3番農業委員 はい。

議長 はい。3番坂本委員。

3番農業委員 私の家の周辺は太陽光が多いんですね。たしかに最初は水が溜まる場所を作っているんですが、大雨が降るとそこが埋まっちゃうんです。その場合埋まったところを直してほしいことを業者に話をするんですが、対応してくれるのは1回くらいで、その後は対応してくれない状態です。この前に草刈りをしに業者が来たので、その話をしたら自分たちは現場でやることを言われているだけで、上の者でないと分からないという返答をされてしまうため、その辺のところをきっちり許可を出すときにできたらいいなと思っています。

議長 はい。いずれにしても事務局の方から建築指導課と連携を取ってもらうということでその内容をまた何かあったときにこちらの要望を伝えていただけたらと思います。ほかにありますか。

(なしの声)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第161号議案「農地法第3条の規定による許可申請」について、委員会処分が4件ございますが、本件を許可相当として承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、第161号議案は許可相当として承認されました。

続きまして第162号議案「農地法第5条の規定による許可申請」につきまして、委員会処分が3件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

(議案書より順次・申請地詳細・契約内容・事由・転用目的を朗読)

受付番号2番の立地基準につきましては、集団的に存在する農地であるため、第1種農地と判断しますが、地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されると思われまますので、基準を満たしていると考えます。

受付番号3番の立地基準につきましては、土地改良区内にある農地であるため、第1種農地と判断しますが、地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されると思われまますので、基準を満たしていると考えます。

受付番号4番の立地基準につきましては、土地改良区内にある農地であるため、第1種農地と判断しますが、例外許可規程により、露天駐車場用地のための「一時転用」であるため、基準を満たしていると考えます。

次に、用地選定につきましては、いずれもより適した代替地を探すのは困難と思われまますので、基準を満たしていると考えます。

一般基準につきましても、いずれも全ての基準を満たしていると考えます。

以上、2番から4番は農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

はい。続きまして、この件について5月25日に現地調査を実施しておりますので現地調査の結果につきまして、現地調査委員の方のご報告をお願いいたします。

12番推進委員

はい。

議長

はい。12番深澤推進委員。

12番推進委員 1 2 番推進委員深澤です。昨日調査してきた結果を報告させていただきます。2 番ですが、セブンイレブン新里新川店の南西に位置します。1 年くらいは作付けしていなかったんだろなというような農地でした。周りに住宅がけっこう建っておりましたので問題ないかと思います。

3 番ですが、前橋桐生線を行きまして、早川の手前のガソリンスタンドの北側に位置しております。これも同じように周りは住宅が建っており、ここ1年以上は作付けされていなかったような農地でした。宅地の中の一角でございましたので問題ないかと思います。

4 番ですが、わたらせ渓谷鉄道の水沼駅の脇にある橋を渡った先となります。ここに鉄板を敷いて臨時の駐車場にすることなので問題はないかと思います。

以上です。

議 長

以上事務局並びに現地調査委員より説明がございました。

また、地区担当委員で補足説明等がございましたら、お願いします。

ないようですので、これより質疑に移ります。

ご質問はありますか。

(なしの声)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決します。

第162号議案「農地法第5条の規定による許可申請」について、3件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、第162号議案は許可相当として承認されました。

続きまして日程第4 第163号議案「農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による諮問」について、委員会処分が5件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

(議案書より順次・申請地詳細・契約内容・事由・転用目的を朗読)

以上、利用権設定総括表1番及び2番について、農業経営基盤強化促進法附則第5条の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 続きますで、この件について5月25日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員のご報告をお願いいたします。

12番農業委員 はい。

議 長 はい。12番新井隆委員。

12番農業委員 12番新井です。25日に事務局2人と12番深澤推進委員との4人で現地を見てまいりました。1番ですけれども、大間々・桐生線を少し北へ行ったところなんです、今後ナスを作付けして栽培していくということなので問題ないと思います。

2番、3番、4番については引き続き田を耕作していくということなので問題ないかと思ひます。5番ですが、奥沢のきのこを栽培している所がありまして、現在は賃貸借で申請地を使用しておりますが、この度土地所有者から譲渡したいとの話があり、継続して事業は続けるとのことなので問題ないと思ひます。

議 長 以上です

以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。

また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。

これより質疑に移ります。

ご質問はありませんか。

10番農業委員 はい。

議 長 はい。10番矢内委員。

10番農業委員 所有権移転の移転を受ける者についてですが、住所が相生町の県営住宅となっているんですが、この方は農家なんでしょうか。

議 長 はい。事務局。

事 務 局 現在申請地及び周辺の農地は所有権移転の移転を受ける者の親が利用権で借りていて、そこにはビニールハウスが8棟建ってまして、しいたけを栽培しております。今回の申請は土地所有者から現在貸している土地を買ってもらいたいという相談があり、現在の借り手の子が申請に行ったというものになります。以上です。

10番農業委員 分かりました。

議 長 ほかにありますか。

(なしの声)

これより採決いたします。

第163号議案「農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による諮問」について、5件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、第163号議案の諮問案件については許可相当として承認されました。

日程第5報告第69号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出」について、事務局より説明願います。

事務局

報告第69号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出」については1件ございました。いずれも内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。以上でございます。

議長

以上、事務局からの説明がありましたが、ただ今の報告第69号について発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

続きまして、報告第70号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」につきまして、事務局より説明願います。

事務局

報告第70号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」については、5件ございました。いずれも内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。以上でございます。

議長

はい。以上事務局から説明がございました。

ただいまの報告第70号について発言のある方は挙手をお願いいたします。

(なしの声)

ないようですので、これをもって報告を終結いたします。

以上で本日の議題及び報告はすべて終了いたしました。

これもちまして、本日の会議を終了いたします。

閉 会 午後2時49分

以上、会議の顛末を録し、その相違のないことを証するため署名捺印する。

会 長

8 番

9 番
